

短期入所生活介護事業所 静霞園 利用料金表 <<短期入所>>

当施設の利用に要する費用は、要介護度によって異なりますが、介護保険負担割合証に示す割合で算出されます。一割負担の方は以下ようになります。

☆当施設は介護保険法に定める地域区分(六級地)により、介護サービス費の単価が10.27円となります。

	利用者負担段階	①介護サービス費 (日額)	②居住費 (日額)	③食費 (日額)	日額
要介護5	第4段階	856 (1割負担の額)	840	1,380	3,076
	第3段階		370	650	1,826
	第2段階		370	390	1,566
	第1段階		0	300	1,156
要介護4	第4段階	790 (1割負担の額)	840	1,380	3,010
	第3段階		370	650	1,760
	第2段階		370	390	1,500
	第1段階		0	300	1,090
要介護3	第4段階	722 (1割負担の額)	840	1,380	2,942
	第3段階		370	650	1,692
	第2段階		370	390	1,432
	第1段階		0	300	1,022
要介護2	第4段階	652 (1割負担の額)	840	1,380	2,872
	第3段階		370	650	1,622
	第2段階		370	390	1,362
	第1段階		0	300	952
要介護1	第4段階	584 (1割負担の額)	840	1,380	2,804
	第3段階		370	650	1,554
	第2段階		370	390	1,294
	第1段階		0	300	884
要支援2	第4段階	543 (1割負担の額)	840	1,380	2,763
	第3段階		370	650	1,513
	第2段階		370	390	1,253
	第1段階		0	300	843
要支援1	第4段階	437 (1割負担の額)	840	1,380	2,657
	第3段階		370	650	1,407
	第2段階		370	390	1,147
	第1段階		0	300	737

※第1段階から第3段階の負担軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

○各種加算（施設の体制及び個人に加算される費用）

加算項目	内容等	日額	
送迎加算（片道）	施設による送迎を行った場合	184	
サービス提供体制加算（Ⅰ）イ	施設で職員の配置状況等が条件を満たしている場合	18	
療養食加算	療養食の提供	8（一食あたり）	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	朝夕を含む夜間帯に職員を厚く配置している場合	13	
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	夜勤帯に看護職員、喀痰吸引が行える介護職員が配置された場合	15	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止への適正な取り組みが行われていない場合	▲10%	
介護職員処遇改善加算	介護保険負担分に加算料金を加えた単位数に、8.3%を乗じた単位数が加算されます。		

食費は 朝食…¥380・昼食…¥550・夕食…¥450 となります。

○保険対象外費用（食費・居住費は除く）

項目	内容	料金
特別な食事	選択による特別な食事の提供	実費
理美容代	理容サービスの提供	実費
レクリエーション・クラブ費	材料費、入場料等	実費
文書料	サービス提供記録の写しの提供	10円/枚
時間外入退所対応	通常の入退所時間（8：45～17：15）を超えての対応を行った場合 《ご家族送迎に限ります》	500円/1時間